

日程第一 映画の盗撮の防止に関する法律案
(経済産業委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、映画の盗撮の防
止に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。経済産業委員長
上田勇君。

映画の盗撮の防止に関する法律案
(本号末尾に掲載)

映画の盗撮の防止に関する法律案
(本号末尾に掲載)

以上が、本案の提案の趣旨及びその概要であります。
本案は、昨日経済産業委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とするに決しました。

止に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。
何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○上田勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

現在、映画の盗撮によって作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生しております。

このような現状にかんがみ、映画の盗撮を防止するため必要な事項を定め、もつて映画文化の振興及び映画産業の健全な発展への寄与を図る観点から、このたび、映画の盗撮の防止に関する法律案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、映画の盗撮の定義及び映画産業の関係事業者等の盗撮防止措置についての努力義務を定め、その上で、映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の私的使用目的による複製を認めることをとしております。

日程第三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長河本三郎君。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔河本三郎君登壇〕

○河本三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

政府は、公共サービスの全般について不斷の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることによって、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現しようとしております。

直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることによって、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現しようとしております。

これを受け、本法律案は、不動産登記法等の特例として、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするため、官民競争入札等の対象とする業務の範囲、民間事業者に必要とされる資格等の措置を定めるものであります。

本案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、同日大田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月九日質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、タクシー事業の業務の一層の適正化を行ふため、指定地域制度等について所要の見直し及び結果を御報告申し上げます。

本案は、タクシー事業の業務の一層の適正化を行うため、指定地域制度等について所要の見直し及び結果を御報告申し上げます。

第一に、本法の対象となる指定地域について、現行の利用者利便を確保する観点に加え、輸送の安全を確保する観点を追加し、その拡大を図ること、

第二に、指定地域のうち、特に利用者利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を特定指定地域とすること、

第三に、指定地域におけるタクシー運転者の登録要件に、輸送の安全及び利用者利便の確保に関する講習の修了を追加すること

等であります。

本案は、去る四月二十四日本委員会に付託さ

日程第四 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

本委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

臣にも、武器輸出三原則の見直しについて、議論の是非及び見直しのものに関する御所見を伺います。

ミサイル防衛についても伺います。

昨年強行された北朝鮮のミサイル発射により、脅威はさらにリアルなものとなり、本年三月の入間基地へのPAC-3の配備により、実務的な対応の詰めが必要になつてまいりました。

先般閣議決定された緊急対処要領について、私は、本院安全保障委員会で、その適用の基準をケーススタディー的に質問いたしましたが、久間大臣は、昨年の北朝鮮のミサイル発射事案はミサイル防衛の適用されるケースに当たらない旨の答弁を繰り返されています。この御見解に間違いはありませんか。

シビリアンコントロールの観點から、システムの運用には慎重を期すべきことは当然ですが、数カ月前から予兆が確認されていた極めて具体的な脅威に対応できないシステムとなれば、国民は大きな不安を感じます。また、その理由が示されないとなれば、事後的なチェックもままなりません。昨年の北朝鮮事案がミサイル防衛の適用外とされる理由及び今後の適用のガイドラインをお示しあげます。

イラク特措法の延長問題についても触れないわけにはいきません。

本日、英國のブレア首相が退陣表明するとの報道がありますが、最近では、米国のネットCIA長官の回顧録が波紋を呼ぶなど、英米ではイラク開戦の責任論がかまびすしく議論されています。大臣はイラク開戦の判断を今日どのように評価されていますか。また、延長期間を二年とする根拠を改めてお伺いいたします。

我が党は、イラク戦争への自主性なき過度なコミットを自民・公明連立政権の失政と考えます。重要問題にもかかわらず、不十分な審議のまま強行採決された在日米軍再編問題とあわせ、今後とも議論を続けてまいります。

以下、防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正案について、各論を伺つてまいります。

本法律案のポイントの一つは、多くの不祥事の舞台となつた防衛施設庁の廃止ですが、一方で、焼け太りを懸念する声もございます。同庁が所掌していた事務を本省に統合することにより、施設部門と政策部門との関係はどう変わるのか、久間大臣は何が、久間大臣の御所見を具体的にお聞かせください。

四月十三日、防衛施設庁発注の土木建設工事をめぐる談合で、公正取引委員会は、大手ゼネコンを含む建設会社五十六社に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令と、過去最高額とされる総額約三十億円の課徴金納付を命ぜる方針を固め、事前通告をしました。

昨年秋の国会において防衛庁の省昇格が議論された際に、談合事件の再発防止が約束されたばかりです。にもかかわらず、防衛省発足からわずか百日でこのような事案が明るみに出ました。残念であります。大臣の反省の弁をお聞きいたしました。

情報流出の問題も頻発しています。海上自衛隊の護衛艦「しらぬ」の二等海曹がイージス艦情報を不正に持ち出されたとされる事案では、イージス艦の構造図面など最も秘匿性の高い特別防衛秘密が含まれていたとされています。こうした事件が起これば、我が国の安全保障に与える直接的なダメージはもちろん、日米関係など外国との相互信

頼関係に与える間接的なダメージはばかり知れません。さきの米国訪問でも証明に追われたと想像いたしますが、米国の理解を得られたのでしょうか。

また、軍事情報包括保護協定、GSOMIAの実質合意をされたようですが、その具体的な内容と今後の見通しについても伺います。

防衛監察本部の新設について伺います。

省昇格の際の附帯決議で、「新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もつて国民の信頼回復に全力で尽くすこと」が求められていますが、外部からの人材登用の規模及び人選の基準、また、内部部局から登用される人材の既存組織からの独立性をどのように担保するかの二点についてお答えください。

三自衛隊の統合運用のメリットについても伺います。

自衛隊は昨年三月末から統合運用体制に移行し、この春で一年がたちました。具体的にどのようなメリットがあらわれてきたか、教えてください。

最後に一問、官房長官に御質問いたします。

カトーという政治家がいます。古代ローマ帝国の元老院議員であります。彼は、ローマ帝国の安全保障上、経済大国カタルゴの打倒が必須であるとの信念から、元老院で演説を行つたびに必ず「カタルゴ滅ぼすべし」と叫び、最後を締めくくつたそうであります。それは現実となりました。

また、本日退陣表明する英國のブレア首相は、政権交代前夜のころ、演説の最後を「教育、教育、教育」と連呼して締めくくるスタイルを多用し、国民に教育改革の重要性をアピールし続け、

次第に国民の理解を得ていきました。

私は、過去四回登壇の例に倣い、金融ビッグバン、資源・エネルギー、宇宙科学技術などを含めた総合安全保障について改めて訴えたいと思います。

日本の国際的な発言力の源泉は、平和な経済大国としての高い評価です。とりわけアジア各国からは、アジアの国家である日本が、戦前のような軍事力でなく、戦後、経済力によって世界の大國に伍するというモデルケースを示したという意味で、静かではありますが、確かな尊敬を集めています。目には見えませんが、守るべき国益であります。

地球は二十四時間かけて自転をしています。時差の存在と人間の体力の限界により、世界には少なくとも三つのセンターが必要であります。日本は、米国、欧州と肩を並べる第三極、アジアのリーダーとして、国際的なビジョンを示し、行動をする責任と力があります。

例えば、アジアにおいて一日の長がある金融の分野で日本の円を国際通貨として育て、東京マーケットを世界の金融センターとして戦略的に育成することなどは、英國シティの先例を見ても、将来世代への確かな遺産となるに違いありません。十年前、橋本總理のもとで力強く進められた金融ビッグバンの再評価、再検証と再構成が必要であります。

本日のテーマは防衛省の未来像です。このテーマの奥行きは深く、単に数十万人、数百万人の関係者の皆様の身分や規律の問題にとどまらず、国際政治はもとより、通貨、資源、食料、宇宙科学技術等を含めた総合的な安全保障に係る国家ビ

ジョンなくしては中途半端な議論しかできませ
ん。

今、安倍内閣は日本版NSC創設によつて外交・安全保障政策を一元化し、縦割り行政を打破するとしています。本當ですか。少なくとも外側から見れば、補佐官制度を含めた現在の官邸の機能はいよいよ不透明感を増し、この上NSCをつくつても本当に機能をするのか、甚だ疑問です。

官房長官、日本版NSCの創設は防衛省の組織のありようにどのような影響を及ぼし、また、日本の総合的な安全保障にとってどのようなメリットがありますか、お答えください。政治の質問です。官僚の作文ではなく、長官御自身の言葉でお答えください。

また、事前の通告にはございませんが、金融ビッグバンや円の国際化は塩崎長官の最もお得意とされる分野であります。総合安全保障における位置づけについて、もし何か御感想があれば、お聞かせください。

最大のシビリアンコントロールは国会審議であると信じます。冷戦後、世界の秩序は大きく変容しましたが、その一つの帰結として、ここ数年来、我が国では安全保障論議が連綿と続いているとされています。大変重要な議論です。この大切な議論が防衛省の相次ぐ不祥事でゆがめられることなく、また縦割り行政の陥落にはまり込むことなく、本院及び参議院における開かれた十分な国会審議によって進められることこそ、最大のシビリアンコントロールであり、また、日本の議会制民主主義が未来に続くシステムとして正常に機能するため必要な仕組みであると考えます。

以上、問題提起を添えまして、私の質問を終わ

ります。
ありがとうございました。(拍手)

○国務大臣(久間章生君) 津村議員にお答えいた

します。
まず、武器輸出三原則等についてお尋ねがありま
した。

私は、三原則等に関して、これを見直すと述べてはおらず、装備品開発の高額化などを踏まえ、今後、日米での共同開発など、適切な対応に向けて研究していく必要性等について申し上げております。

政府としては、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよつて立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処してまいります。

次に、ミサイル防衛についてお尋ねがありません。
御指摘の答弁においては、その前提として、当時、私は防衛庁長官の立場ではなかつたため、そのときの状況がよくわからぬので、確たることを申し上げられない旨述べております。御指摘の

答弁は、このような前提の上、率直に私の考えを述べたものであり、断定的に申し上げたものではありません。

いざれにせよ、自衛隊法八十二条の二に基づき命令を下しするか否かは、そのときの情勢や自衛隊の態勢等も勘案して適切に判断いたします。

次に、米国等の対イラク武力行使に関するお尋ねがありました。

累次申し上げているとおり、政府としては、米国等による対イラク武力行使を支持しており、私が

も、防衛大臣としてこの政府の立場を支持、踏襲しております。
イラク特措法の二年延長の根拠についてお尋ねがありました。

イラク特措法の目的であるイラクの復興努力に対する支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、航空自衛隊の輸送支援を継続的、安定的に続けるためには、ある程度長期間の枠が必要であり、政府としては、法律を二年間延長する方針です。要すれば、実際の空自の活動は、本法律の期限の範囲内で適切かつ柔軟に対応する考えであります。

次に、統合後の施設行政部門と政策部門との関係についてお尋ねがありました。

今般の改編では、防衛施設庁が担つていた施設行政部門のうち、企画立案的な事務を内部部局に、実施的な事務を装備施設本部に移行させることがとしております。これにより、防衛省の政策立案と業務実施の関係がより明確になり、政策機能の強化と、より効率的な業務の実施が可能とのメリットがあると考えております。

防衛監察本部による監察の客観性、適正性を確保するためには、会計監査の専門家や法曹関係者など外部の人材による専門的知見を活用することが重要であると考えております。現在、部外者の登用については、確定することは申し上げる段階はありませんが、慎重に検討しているところであります。

今般の事案は、防衛省・自衛隊にとって最も重要な国民の信頼を著しく傷つけたものと考えております。防衛省としては、昨年六月、建設工事の入札手続等の各分野における抜本的な再発防止策を取りまとめ、その着実な実施により同種事案の再発防止に万全を期し、国民の皆様方からの信頼回復に全力で取り組んでいるところであります。

次に、情報流出問題について、訪米時の反応についてお尋ねがありました。

防衛相会談において、私から、本件について遺

憾に思うと同時に、米側とも緊密に連絡しつつ、本事案の全容解説と再発防止に努める旨述べました。米側から、日米間で情報共有をさらに進めるためには情報の保全が不可欠である旨反応があり、今後、日米双方で情報保全の強化を図つていいことで一致しました。

MIAについてお尋ねがありました。
本協定は、秘密軍事情報の取り扱いの手続等を明確化するものであり、これにより、日米間の秘密軍事情報の交換をより円滑、迅速に行なうことが可能となるものであります。現在、米側と締結に向けた最終的な調整を行つており、締結時期については調整中であります。

次に、新設される防衛監察本部への外部からの人材登用についてのお尋ねがありました。

防衛監察本部による監察の客観性、適正性を確保するためには、会計監査の専門家や法曹関係者など外部の人材による専門的知見を活用することが重要であると考えております。現在、部外者の登用については、確定することは申し上げる段階はありませんが、慎重に検討しているところであります。

次に、新設される防衛監察本部への部内の人材の登用についてお尋ねがありました。

防衛監察本部は、防衛大臣直轄の特別の機関として位置づけ、既存の組織から独立した立場で監察を行うものであります。

部内者については、組織の設立の趣旨にふさわしい人材を選考し、これらの者に対し研修を実施することなどにより、監察の客観性、適正性を確保することといたしております。

最後に、統合運用体制移行後のメリットについてお尋ねがありました。

本移行に伴い、平素から陸海空自衛隊を一体的に運用できる態勢が整い、各種事態に迅速かつ効果的に対応することが可能になりました。例えば、昨年五月のジャワ島中部地震後の国際緊急援助活動や国内での災害派遣活動では、各自衛隊が連携して迅速に対応することができました。

今後も、より効果的な部隊運用に努めてまいりたいと思います。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君〕

○國務大臣(麻生太郎君) 武器輸出三原則についてのお尋ねがあつております。

政府いたしましては、武器輸出管理につきま

しては、武器輸出三原則等の平和国家としてのよつて立つ基本理念にかんがみまして、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持することといたしております。(拍手)

〔國務大臣塩崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塩崎恭久君) 津村議員にお答えをいたします。

我が国の安全保障に対する影響等についてのお尋ねをいたしました。

現行の安全保障会議を国家安全保障会議へ改めることは、防衛省の所掌事務を変更するものではなくて、同省の組織のありようによつて影響を及ぼすものではございません。

同会議の審議事項や審議方法の充実等が図られることから、政治のリーダーシップのもとで、先ほど津村議員からお話をございました資源・エネルギー

ギーあるいは金融経済あるいはODA等の分野を含めまして、先生のおつしやる総合的な安全保障

の観点を含めて、国家安全保障に関する諸課題に、縦割り的発想を排して迅速にかつ的確に対応できるようになると考えているところでございま

す。

なお、橋本金融ビッグバンから十年たつての考え方をお尋ねいたしましたが、安倍内閣といたしましては、総裁選挙のときから、日本の金融資本市場をニューヨーク、ロンドンに比肩するだけのいい、効率的な、強い市場にしようということをお約束してこの内閣をつくったところでございま

す。

ただいま、山本金融担当大臣のもとの金融庁、

そしてまた根本補佐官のもとのアジア・ゲートウェイ会議、そしてまた大田大臣のもとの経済財政諮問会議において、それぞれの角度から、日本の金融資本市場のあり方について、またその強化策について具体的に今検討をしているところでございますので、しばし具体案につきましてはお待ちをいただきたい、このように思うところでござります。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

総務大臣菅義偉君	外務大臣麻生太郎君	経済産業大臣甘利明君
国土交通大臣冬柴鐵三君	防衛大臣久間章生君	国務大臣大田弘子君
国務大臣塩崎恭久君	防衛副大臣木村隆秀君	防衛副大臣大田弘子君

出席副大臣

岡山県第三区	平沼赳夫君
小選挙区選出	

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

渡部篤君	馬渡龍治君
重野安正君	菅野哲雄君
田嶋要君	村井宗明君

馬渡龍治君	渡部篤君
村井宗明君	田嶋要君
菅野哲雄君	村井宗明君

菅野哲雄君	重野安正君
重野安正君	菅野哲雄君
村井宗明君	馬渡龍治君

(當任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

財務金融委員	佐藤ゆかり君
佐藤ゆかり君	安次富修君

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の自己啓発等休業に関する法律

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部を改正する法律

地方法令の一部を改正する法律

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

(議案受領)

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

(議案受領)

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付され

た次の議案を受領した。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

総務委員会 付託

以上五件 厚生労働委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律案(内閣提出第六九号)

総務委員会 付託

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律案(内閣提出第六九号)

総務委員会 付託

(議案通知)

一、去る八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

案

一、去る八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会職員法の一部を改正する法律案

案

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

案

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案
地方公務員法の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方四島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

目次	地方公営企業等金融機関法案
平成十九年二月二十三日	右
内閣総理大臣 安倍 晋三	
第一章 総則(第一条—第七条)	
第二章 設立(第八条—第十三条)	
第三章 代表者会議(第十四条—第十六条)	
第四章 役員及び職員(第十七条—第二十七条)	
第五章 業務(第二十八条—第三十二条)	
第六章 財務及び会計(第三十三条—第四十九条)	
第七章 雜則(第五十条—第五十二条)	
第八章 罰則(第五十三条—第五十五条)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 地方公営企業等金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もつて地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(数)

第三条 機構は、一を限り、設立されるものとす

(資本金)

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。

3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。

(定款)

第五条 機構は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項

六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 公告及び公表の方法

十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に関する事項

2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもつて第二

者に対抗することができない。

（名称）

第七条 機構は、その名称中に地方公営企業等金融機関という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に地方公営企業等金融機関という文字を用いてはならない。

（第二章 設立）

第八条 機構を設立するには、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で

同項の規定による届出をしたもの）をいう。以下同じ。）がそれぞれ推薦する都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長六人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、地方公共団体に対して、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、地方公共団体に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

長が任命されるまでの間とする。

（事務の引継ぎ）

第十二条 発起人は、第十一条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長と/orなるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

る期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。

(代表者会議の権限)

第十五条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更

四 決算

五 役員の報酬及び退職金

六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遲滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第十六条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表す

る。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行ふ。

第二十条 役員の任期は、三年以内において定

(役員の任期)

第二十三条 役員は、營利を目的とする団体の役

(役員の兼職禁止)

員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十四条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

(役員の解任)

二 代表者会議の委員

第三十二条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。

第三十三条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたときは。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

五 条理長は、前項の規定により副理事長又は理事長は、前項の規定により副理事長又は理事長の同意を得なければならない。

四 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

五 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 公営企業に係る地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。)の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

一 公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け

三 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

四 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託	五 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務	2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。
一 水道事業	一 水道事業
二 交通事業	二 交通事業
三 病院事業	三 病院事業
四 下水道事業	四 下水道事業
五 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）	五 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）
六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業のうち、政令で定めるもの	六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業のうち、政令で定めるもの
3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることとの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。（業務の遂行に関する基本的事項）	3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行つた場合において、当該地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることとの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。
第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案	第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案
3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。	3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。
（業務方法書）	（業務方法書）
第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。	第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。	2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。
（業務方法書）	（業務方法書）
第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。	第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。（経営審議委員会）
2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。	2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。
3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は会計に関する高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。	3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は会計に関する高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
（業務の重點化等）	（業務の重點化等）
第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものでることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。	第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものでることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。
2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による財政融資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。	2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による財政融資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。
3 機構は、予算等を作成し、又は変更したときによる地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項	3 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。
4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。	4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。	5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聽かなければならない。
一 業務方略書の作成又は変更	一 業務方略書の作成又は変更
二 予算及び事業計画の作成又は変更	二 予算及び事業計画の作成又は変更
三 決算	三 決算
6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号を定めることにより述べた意見を報告しなければならない。	6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号を定めることにより述べた意見を報告しなければならない。
7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合に	7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。
（財務諸表等）	（財務諸表等）
第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらに提出しなければならない。	第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらに提出しなければならない。
2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出す	2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出す

るときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付さなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による提出後、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

5 第三項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

6 機構は、前三項に規定するもののほか、機構

の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(会計監査人)

第三十七条 機構は、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査に終了する事業年度の財務諸表についての前条

2 会計監査人は、代表者会議が選任する。

3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初

に終了する事業年度の財務諸表についての算出の方法は、総務省令で定める。

4 代表者会議は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

第一項の提出の時までとする。
第一項の提出の時までとする。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

四 会計監査人が、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

五 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

六 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(金利変動準備金)
第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公営企業等金融機関債券及び長期借入金の借換(次項において「債券等の借換え」という。)によつて収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金

額を金利変動準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金は、債券等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

(会計監査人)

第三十九条 機構は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

(利益及び損失の処理)

第四十条 機構は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

(会計監査人)

第四十一条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、機構の機構債券に係る債務について保証することができる。

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)

第四十二条 機構は、機構債券に係る債務(前条の規定により地方公共団体が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第四十三条 機構は、その業務に必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当

又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行なう者に委託することができる。

(会計監査人)

第四十四条 機構は、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

(会計監査人)

第四十五条 機構は、その業務に必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当

該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法

律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託)

第四十四条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲り受け人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十五条 機構は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

5 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益

(以下この条及び次条において「基金運用益」と

いう。)は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならぬ。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剩余があるときは、これを公営企

業健全化基金に組み入れなければならない。

(預金)

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(公営企業健全化基金)

第四十六条 機構は、地方債の利子(第二十八条第二項に規定する公営企業のうち住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるものに係る同条第一項第一号又は第三項の規定による資金の貸付けに係る利子をい

う。以下この条及び次条において同じ。)の軽減に資するために、地方財政法第三十二条の二の規定による納付金(以下この条において「納付金」という。)を積み立てるための基金(以下「公営企業健全化基金」という。)を設けなければならない。

に資するために、地方財政法第三十二条の二の規定による納付金(以下この条において「納付

金」という。)を積み立てるための基金(以下「公

営企業健全化基金」という。)を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これ

を公営企業健全化基金に充てなければならな

い。

3 公営企業健全化基金に係る経理については、

総務省令で定めるところにより、一般の経理と

区分して整理しなければならない。

4 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公

共団体に対する資金の貸付けに充てるものとす

る。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(会計規程)

第四十八条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第四十九条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に

関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 雜則

(報告及び検査)

第五十条 総務大臣は、機構がこの法律若しくは

この法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に

対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

めることにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第五十一条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為のは正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為のは正その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

にこれを提示しなければならない。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十九条第三項、第二十二条第四項、第三十一条第一項、第三十四条第二項又は第四十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十一条第三項又は第三十四条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第三十六条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八 第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

官報(号外)

附 則 (施行期日)

六月間は、適用しない。
(事業年度に関する経過措置)

及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る)、第

八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二条、第十一项、第十三条第五項、第十六

条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十七条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十一年十月一日を含む事業

年十月一日から施行する。

(調整規定)

第二条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日がこの法

律の施行の日後となる場合には、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までに

おける第四十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二

条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。」を行ふ者」とあり、及び同

条第五項中「金融商品取引業を行ふ者」とあるのは、「証券業者」とする。

(設立の期限)

第三条 第十三条第一項の規定による設立の登記は、平成二十年十月一日までにしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に地方公営企業等金融機関という名称を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後

一 臨時河川等整備事業(河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう)、雨水貯留浸透施設(特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう)又は砂防設

備(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一條に規定する砂防設備をいう。)に関する工事その他の治山治水事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。)及び都市下水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第五号に規定する都市下水路をい

う。)の整備事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。)でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の負担するもの(以下「整備事業」という。)

二 臨時高等学校整備事業(高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に係る地方債(地方財政法第五条の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た地方債に限る。次項において同じ。)の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

三 第二十八条第三項の規定は、機構が前二項に規定する業務を行う場合について準用する。

4 機構は、第一項及び第二項並びに前項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第四十六条第五

項の規定にかかわらず、同項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。

5 前項の利子の発生に係る事業年度については、第四十六条第五項中「地方債の利子」とあらわすのは、「地方債の利子(附則第七条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えて同項及び同条第六項並びに第四十七条の規定を適用する。

6 機構が第一項及び第二項並びに第三項において準用する第二十八条第三項に規定する業務を行なう場合には、第二十九条第一項中「前条第一項及び第二号並びに第三項」とあるのは「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに附則第七条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第三項」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号及び附則第七条第一項及び第二項」と、第五十二条第一項中「第二十八条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十八条第一項第一号に掲げる業務又は附則第七条第一項第一号に掲げる業務又は同条第一項第一号に規定する業務」と読み替えてこれらを適用する。

7 機構は、第二十八条並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

8 機構が第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに前項に規定する業務を行う場合には、これらの業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。

(公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱い)
二年法律第八十三号)第二十八条の二第二項に規定する納付金又は第四十六条第一項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

(公営企業金融公庫の解散等)
第九条 公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、解散時において機構が承継する。

2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められる資産は、解散時において國が承継する。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 公庫は、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基盤を確保するため、この法律の施行の日を含む事業年度以後の事業年度については、損益計算上利益金を生じたときは、公営企業金融公庫法第二十九条第一項の

規定にかかわらず、これを積立金として整理しなければならない。

5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終わるものとする。

6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行うものとする。

8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額(次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。)に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八

条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

官報(号外)

13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。	14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (承継される財産の価額)
第十条 機構が公庫から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。	2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、平成二十年十月一日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適當でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができること。
3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)	3 機構は、公庫債権管理業務に係る經理については、その他の經理と区分し、特別の勘定(以下「管理勘定」という。)を設けて整理しなければならない。
第十一條 附則第九条第一項の規定により機構が承継する公営企業債券に係る債務について附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十六条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該公営企業債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。	4 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務並びに公庫債権管理業務を円滑に行うため特に必要があると認めるとときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(以下「一般勘定」といふ。)と管理勘定との間において資金を融通することができる。
5 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券(当該公営企業債券の借換えのために発行した機構債券及び借換えのためにした長期借入金を含む。)の借換え(次項において「公営企業債券の借換え」という。)によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。	5 機構は、公庫債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとする。
6 公庫債権金利変動準備金は、附則第九条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられる場合又は公営企業債券の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。	6 機構は、公庫債権管理業務を行なう場合には、公庫債権管理業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用す
2 機構が公庫債権管理業務を行う場合には、公庫債権管理業務を行なう場合には、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。	7 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令・財務省令で定める。
8 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。	8 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
9 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。	9 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。
10 機構は、公庫債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとする。	10 機構は、公庫債権金利変動準備金等の歸属
第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかるわらず、機構の經營状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。	第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられる場合又は公営企業債券の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

(公庫債権管理計画)
第十五条 機構は、毎事業年度、公庫債権管理業務を実施するための計画(以下この条において「公庫債権管理計画」という。)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 長期借入金及び機構債券の発行に係る基本方針
二 長期借入金及び機構債券の償還計画
三 収支計画
四 短期借入金の限度額
五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
六 その他総務省令・財務省令で定める事項
3 総務大臣及び財務大臣は、第一項の認可をした公庫債権管理計画が前項第一号から第五号ま
で掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その公庫債権管理計画の変更を命ずることができる。
4 機構は、第二項第一号の基本方針に従つて長期借入金をし、又は機構債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(政府保証)
第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、前条第二項第一号の基本方針に従つて機構が発行する機構債券(附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券又は機構が発行した機構債券で、その債務につき政府が保証したもの)の借換えのために発行する機構債券に限る。)に係る債務(外資受入法第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 機構は、前項の規定による総務大臣及び財務大臣の求めがあつたときは、速やかに公庫債権管理業務の運営の改善その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
3 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、公庫債権管理業務の運営の改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。
4 機構は、前項の規定による総務大臣及び財務大臣の求めがあつたときは、速やかに公庫債権管理業務の運営の改善その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。）
第十七条 機構は、附則第十五条第二項第四号の定期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務について、保証契約をすることができる。
（公庫債権管理業務に係る報告及び検査等）
第二十条 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の業務に必要な短期借入金をすることができる。

三 第八条第三項、第三十一条第二項、第三十
五条、第三十六条第一項及び第三項、第四十
五条第一号及び第二号並びに第四十九条の規
定により総務省令を定めようとするとき 当
該総務省令のうち公庫債権管理業務に係る部
分

(残余財産の帰属)

第二十二条 機構が解散した場合において、その
債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金
利変動準備金の残高があるときは、当該残高に
相当する金額(当該金額が処分上限額を超える
場合には、処分上限額)は、地方公共團
体による資本市場からの資金調達を効率的かつ
効果的に補完するために地方公共団体の公営企
業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を
行う仕組みが構築される場合において金利の変
動による損失に備えるために、これに必要と認
められる金額に限り処分するものとし、なおそ
の金額に残余があるときは、当該金額を国に帰
属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残
余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定
める金額及び同条第十項の規定により管轄勘定
から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額の
(罰則)
第二十三条 附則第二十条第一項の規定による報
告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
した場合には、その違反行為をした機構の役員
又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした機構の役員は、二十
万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第四項、第十五条第一項、第

十七条第一項若しくは第二項又は第十八条の規
定により総務大臣及び財務大臣の認可を受
けなければならない場合において、その認可
を受けなかつたとき。

二 附則第十五条第三項の規定による命令に違
反したとき。

三 附則第十五条第四項又は第二十条第四項の規
定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
たとき。

(検討)

第二十五条 政府は、平成二十九年度末を目途と
して、この法律の施行状況 地方公共団体によ
る資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、
地方公共団体による資本市場からの資金調達を

補完することを旨として業務の重点化を図ること
との重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一
貫的経営を確立する観点から、機構の業務の
在り方全般について検討を加え、必要があると
認めるときは、その結果に基づいて所要の措置
を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たつては、

総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議
長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会
の議長の全国的連合組織の意見を聽かなければ
ならない。

(公営企業金融公庫法の廃止)

第二十六条 公営企業金融公庫法は、廃止する。

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

二十七條 前条の規定による廃止前の公営企業
金融公庫法(以下この条及び次条において「旧公
庫法」という。)第二十三条第一項又は第二項の
規定により公庫が発行した公営企業債券(当該
規定により公庫が発行した公営企業債券(当該
の二の規定に基づき信託された貸付債権により
担保されているものを除く。)は、第四十条第二
項及び第三項の規定の適用については、同条第
一項の規定による機構債券とみなす。

公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条

の二の規定に基づき信託された貸付債権により
担保されているものを除く。)は、第四十条第二
項及び第三項の規定の適用については、同条第
一項の規定による機構債券とみなす。

(罰則に関する経過措置)

二十九条 附則第二十六条の規定の施行前にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

(政令への委任)

三十条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定
められる。

(金融商品取引法の一部改正)

三十一条 金融商品取引法の一部を次のように
改正する。

3 旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地
方債の利子(旧公庫法附則第十項の規定又は旧
公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法
第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係
る利子を含む。次項において同じ。)は、第四十
六条第一項に規定する地方債の利子とみなし
て、同条及び第四十七条の規定を適用する。

2 前項の規定による検討を行つては、

第六十五条の五第三項中「中小企業金融公
庫又は公営企業金融公庫」を「又は中小企業金融
公庫」に、「中小企業金融公庫」を「又は中小
企業金融公庫」に改め、「又は公営企業金融公
庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第二十六条
の三第一項」を削る。

4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第四
十六条第一項に規定する地方債の利子とみなさ
れた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する
地方債の利子の軽減に要する費用のうち総務省
令で定めるところにより算定した額を一般勘定
から管理勘定に繰り入れるものとする。

(地方財政法の一部改正)

第三十二条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)附則第十項各号」を

「地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第百九十五号)第二項に規定する臨時地方道整備事業及び同条第二項各号」に、「公営企業金融公庫に」を「地方公営企業等金融機構に」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「公営企業金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第一条

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百三十六条の二第一項第二号

三 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十二号)第九条第一項

四 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第二十四条

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 第二項又は第十一项第一項に規定する公庫等

予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である公庫の職員が前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

第三十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び土地開發公社」を「土地開發公社及び地方公営企業等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正」

第三十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「公営企業金融公庫」を削る。

第三十六条 地方税法(平成十九年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「公営企業金融公庫」を削る。

第三十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「公営企業金融公庫」を削る。

第三十六条 地方税法(平成十九年法律第二百二十六号)に規定する地方公営企業等金融機構に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「及び土地開發公社」を「土地開發公社及び地方公営企業等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正」

第三十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「公営企業金融公庫」を削る。

第三十六条 地方税法(平成十九年法律第二百二十六号)に規定する地方公営企業等金融機構に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「公営企業金融公庫」を削る。

庫の項を削る。

一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)別表

二 所得税法(昭和四十年法律第三百三十九号)別表

三 法人税法(昭和四十年法律第三百三十九号)別表

四 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十九号)別表

五 登録免許税法(昭和四十二年法律第三百三十九号)別表

六 消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)別表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第八百四十号)別表

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

九 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十一 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十三 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十五 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十七 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

十九 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

二十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

二十一 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

二十二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

に、公庫が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された附則第三十八条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この項及び次項において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第

二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者

一 公庫の役員又は職員であった者

二 公庫から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの

目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の罰金に処する。

三 前二項の規定は、日本国外においてこれらの

項の罪を犯した者にも適用する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第四十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第八百五十

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百十二条を次のように改める。

理由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場から資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二百十二条 削除

議案の目的及び要旨
開する報告書

地方公営企業等金融機構法案(内閣提出)に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営

企業金融公庫（以下「公庫」という。）を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 設立
- 2 組織
- 3 業務

機構を設立するには、地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する長又は議長が発起人となり、定款及び事業計画書を作成し、地方公共団体に対する出資の募集を終えた後、総務大臣に設立の認可を受けなければならないこと。

機構に、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を置くとともに、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこと。また、学識経験者による経営審議委員会を置くこと。

機構は、地方公共団体の公営企業に係る地方債の資金の貸付け等を行うほか、地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援を行うこと。また、貸付け対象事業の範囲及び地方債の貸付け等について

は、段階的な縮減を図るものとすること。

4 金利変動準備金及び公営企業健全化基金の設置

機構に、地方公営企業等金融機関債券等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる金利変動準備金及び機構の資金の貸付けに係る利子の軽減に要する費用に充てる公営企業健全化基金を設置すること。

5 公庫の解散等

(一) 公庫は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その権利及び義務については、

国が承継する資産を除き、機構が承継すること。また、機構は承継する公庫の既往債務の回収が終了するまでの間、公庫債権管理業務を行うものとし、その経理については、一般勘定と区分するため、管理勘定を設け、管理勘定に公庫債権金利変動準備金を設置するとともに、公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため、所要の措置を講ずること。

(二) 公営企業金融公庫法は廃止すること。

6 施行期日

ただし、公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置等の規定については、平成二十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改

革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融

公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ

低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機関を設立し、その組織、業務の範囲等

に関する事項を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月八日

総務委員長 佐藤 勉

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

決議

地方公営企業等金融機関法案に対する附帯

人、代表者会議等の決定に委ねられていることを

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起

用等代表者会議が広く人材を求め選任するよ

う、適切な助言に努めること。併せて、機構に

対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。

五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同

一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを

防止するため、審査体制を確立するとともに、

企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、

貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公

務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な政令の制定、業務の重点化、平成二十一年度末を目指す業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、助言に努めること。

映画の盗撮の防止に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年五月九日

提出者

経済産業委員長 上田 勇

映画の盗撮の防止に関する法律案
(目的)

第一条 この法律は、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることによる、映画の盗撮を防止するため必要な事項を定め、もつて映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 上映 著作権法(昭和四十五年法律第四十
八号)第二条第一項第十七号に規定する上映
をいう。

二 映画館等 映画館その他不特定又は多数の
者に対して映画の上映を行う会場であつて当
該映画の上映を主催する者によりその入場が
管理されているものをいう。

三 映画の盗撮 映画館等において観衆から料
金を受けて上映が行われる映画(映画館等に
おける観衆から料金を受けて行われる上映に
先立つて観衆から料金を受けずに上映が行わ
れるものを含み、著作権の目的となつている
ものに限る。以下単に「映画」という。)につい
て、当該映画の画像の録画(著作権法第二条
第一項第十四号に規定する録画をいう。)又は
音声の録音(同項第十三号に規定する録音を
いう。)をすること(当該映画の著作権者の許
諾を得てする場合を除く。)をいう。

(映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防
止)

第三条 映画館等において映画の上映を主催する
者その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮
を防止するための措置を講ずるよう努めなけれ
ばならない。

(映画の盗撮に関する著作権法の特例)

第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十
一条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行
つた者に対する同法第百十九条第一項の規定
の適用については、同項中「第三十条第一項(第

競争の導入による公共サービスの改革に関
する法律の一部を改正する法律

競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(不動産登記法等の特例)

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所
の業務(以下この条において「特定業務」とい
う。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象
とすることができる。

二 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三
号)第二百十九条第一項の規定に基づく同項に
規定する登記事項証明書の交付及び同条第二
項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業
務

三 不動産登記法第二百二十二条第一項の規定に
基づく同項の登記簿の附属書類(前号の図面
を除く。)の閲覧に係る業務(同項ただし書の
利害関係の有無の審査に係るものと除く。)

四 不動産登記法第二百二十二条第二項の規定に
基づく同項の登記簿の附属書類(前号の図面
を除く。)の閲覧に係る業務(同項ただし書の
利害関係の有無の審査に係るものと除く。)

五 不動産登記法第二百四十九条第一項の規定に
基づく同項に規定する筆界特定書等(以下こ
の号において単に「筆界特定書等」という。)の
写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作
成されているときは、当該記録された情報の
内容を説明した書面)の交付及び同条第二項
の規定に基づく筆界特定書等(電磁的記録に
あつては、記録された情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したもの。次号にお
いて同じ。)の閲覧に係る業務

六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に
基づく同法第二百四十五条に規定する筆界特定
手続記録(電磁的記録にあつては、記録され
た情報の内容を法務省令で定める方法により

された情報の内容を法務省令で定める方法に
より表示したもの)の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第二百二十二条第一項の規定に
基づく同項の図面の全部又は一部の写し(當
該図面が電磁的記録に記録されているとき
は、当該記録された情報の内容を説明した書
面)の交付及び同条第二項の規定に基づく同
項の図面(電磁的記録にあつては、記
録された情報の内容を法務省令で定める方法
により表示したもの)の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第二百二十二条第二項の規定に
基づく同項の登記簿の附属書類(前号の図面
を除く。)の閲覧に係る業務(同項ただし書の
利害関係の有無の審査に係るものと除く。)

五 不動産登記法第二百四十九条第一項の規定に
基づく同項に規定する筆界特定書等(以下こ
の号において単に「筆界特定書等」という。)の
写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作
成されているときは、当該記録された情報の
内容を説明した書面)の交付及び同条第二項
の規定に基づく筆界特定書等(電磁的記録に
あつては、記録された情報の内容を法務省令
で定める方法により表示したもの。次号にお
いて同じ。)の閲覧に係る業務

六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に
基づく同法第二百四十五条に規定する筆界特定
手続記録(電磁的記録にあつては、記録され
た情報の内容を法務省令で定める方法により

表示したもの)の閲覧(前号の筆界特定書等の閲覧を除く。)に係る業務(同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

七 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十二条(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の書面の交付に係る業務

八 商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

九 商業登記法第十二条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び非訟事件手続法第百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに非訟事件手続法第百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百二十二条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務

(閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

十一 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項の登記事項証明書の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務(閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

十二 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第二百四号)第十三条第一項の規定に基づく同項に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの

1 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する。

3 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の特定業務に従事する者(以下の条において「特定業務従事者」という。)又は特定業務従事者であった者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であつても、特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

4 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならぬ。

5 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

7 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

二 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施する力をしてること。

一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

るために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

六 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

八 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

九

前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(次項において「新法」という。)第三十三条の二第一項に規定する特定業務には、次に掲げる登記所の業務を含むものとする。

一 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号。以下「旧不動産登記法」という。)第二十一条第一項(不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく旧不動産登記法第二十一条第一項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

二 不動産登記法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第十四条ノ二第三項において準用する旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく旧不動産登記法第二十一条第一項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

三 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号。以下「旧不動産登記法等に基づく登記簿の閲覧に係る業務」といふ。)の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

三 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号。以下「旧不動産登記法等に基づく登記簿の閲覧に係る業務」といふ。)の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

号。以下「不動産登記法整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる不動産登記法整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項の登記簿の閲覧及び同法第十一条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務

四 不動産登記法整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

五 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十八号)附則第二条第三項において読み替えて適用する同法による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十三条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本の交付に係る業務

記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務(閲覧については、利害関係の審査に係るものを除く。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象となることができるものとすること。

(二) (一)の業務(以下「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者の要件に関すること。

理由

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三) 特定業務従事者又は特定業務従事者であつた者に対する特定業務の実施に関する規定によつて、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(四) 特定業務従事者に対する登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、適正に使用、保管その他の取扱いをする業務に関すること。

提出に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不動産登記法等の特例に関する措置を追加すること。

(一) 法務大臣は、不動産登記法等に基づく登記簿の閲覧に係る業務

(八) 法務大臣が、契約を解除することができること。

記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務(閲覧については、利害関係の審査に係るものを除く。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象となることができるものとすること。

(二) (一)の業務(以下「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者の要件に関すること。

(八) 法務大臣が、契約を解除することができること。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二) この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する特定業務には、旧不動産登記法等に基づく登記簿の謄本等の交付等に係る業務を含むものとすること。

二 議案の可決理由

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月九日

内閣委員長 河本 三郎

衆議院議長 河野 洋平殿

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改

正する法律

目次中「登録タクシー運転者証」を「登録タク

シー運転者証等」に、「第十八条」を「第十八条の三」に、「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「第三十二条」を「第三十二条の三」に、「第三十条第一

三十三条」を「第三十三条」に、「第六十条」を「第六十

二条」に改める。

第一条中「実施し」の下に「特定指定地域にお

いて」を、「もつて」の下に「輸送の安全及び」を加

える。

第二条第五項中「もっぱら」を「専ら」に改め、

「道路運送法」の下に「第二十七条第一項の規定に

違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない

勤務又は乗務、同法第十三条の規定」を加え、「行

為が頻繁に行われる等」を「輸送の安全及び利用者

の利便を確保することが困難となるおそれがある

行為の状況に照らして、「に、「が適正に行われて

いない」を「の適正化を図る必要がある」と改め、同

同条に次の一項を加える。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正

する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月六日

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七

条第一項第五号」に、「行なう」を「行う」に改め、

同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「添附」を

「添付し」に改める。

第七条第一項中第五号を第六号とし、第四号を

第五号とし、同項第三号中「当該指定地域に係る

国土交通省令」を「特定指定地域にあつては、当該

特定指定地域に係る国土交通省令」に、「有しない

者にあつては、」を「有しておらず、又は」に、「行

なう当該指定地域」を「行う当該特定指定地域」に

改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に

次の一号を加える。

三 タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸

送の安全及び利用者の利便の確保に関する講

習として国土交通省令で定めるものを修了し

ていないこと。

第八条第一項第二号中「第四号」を「第五号」に改

める。

第九条第一項中「に」を「いずれかに」に、「若

しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改

め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同

項第三号を同項第五号とし、同項第一号中「関し

て」の下に「輸送の安全又は利用者の利便を確保す

ることが困難となるおそれがある」を加え、同号

を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を

加える。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習

を受けないとき。

第六章 第二節 登録タクシー運転者証等

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故(国土交通省令で定めるものに限る。)を引き起こしたとき。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録タクシー運転者証等

第一条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七

条第一項第五号」に、「行なう」を「行う」に改め、

同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「添附」を

「添付し」に改める。

第七条第一項中第五号を第六号とし、第四号を

第五号とし、同項第三号中「当該指定地域に係る

国土交通省令」を「特定指定地域にあつては、当該

特定指定地域に係る国土交通省令」に、「有しない

者にあつては、」を「有しておらず、又は」に、「行

なう当該指定地域」を「行う当該特定指定地域」に

改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に

次の一号を加える。

三 タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸

送の安全及び利用者の利便の確保に関する講

習として国土交通省令で定めるものを修了し

ていないこと。

第八条第一項第二号中「第四号」を「第五号」に改

める。

第九条第一項中「に」を「いずれかに」に、「若

しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改

め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同

項第三号を同項第五号とし、同項第一号中「関し

て」の下に「輸送の安全又は利用者の利便を確保す

ることが困難となるおそれがある」を加え、同号

を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を

加える。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習

を受けないとき。

第三節 登録実施機関

第一条第一項中「登録」の下に「第三節を除き、」

を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(登録等)

第十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該指定地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第四条から第十二条まで(第九条を除く。)に規定する事務

二 第十四条から第十七条までに規定する事務

三 前条に規定する事務

四 第四十六条第二項に規定する事務

二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)であつて、その業務を行う役員等(法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 第一条の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては、その代表者等(法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)の氏名

三 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

二 登録事務等の信頼性の確保のために専任の管理者が置かれていること。

三 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に

条第二項の規定の適用については、これらの規定(第七条第一項第四号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

七 国土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を関係する登録実施機関に通知しなければならない。

ばならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十二条 登録実施機関は、第十九条第四項第七号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第一項中「指定登録機関は」を「登録実施機関に改め、同条第二項中「指定登録機関の代表者の」を「登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)の」に、「指定登録機関の代表者に」を「登録実施機関の代表者等に」に改め、同条第三項中「国土交通大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者」を「登録実施機関の代表者等」に改め、同条を第二十四条

二二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十三条の見出しを「登録事務等規程」に改め、同条第一項中「指定登録機関は」を「登録実施機関は、登録事務等の開始前に」に、「事務規程」を「登録事務等規程」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録事務等規程には、登録事務等の実施方法、登録事務等に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第二十三条第三項中「事務規程」を「登録事務等規程」に改める。

第二十四条を削る。

第二十五条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関に改め、同条第二項中「指定登録機関の代表者の」を「登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)の」に、「指定登録機関の代表者に」を「登録実施機関の代表者等に」に改め、同条第三項中「国土交通大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者」を「登録

6 登録実施機関が登録事務等を行う場合における第四条から第十二条まで(第九条を除く。)、第十四条から第十七条まで、前条及び第四十六条

2 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならない。

二 登録事務等を行なうためには、登録事務等を行なうために必要な設備を有し、これを用いて登録事務等を行なうものであること。

三 登録事務等を行なうためには、登録事務等を行なうために必要な手続は、国土交通省令で定めること。

官 (号外)

第十六条を削る。

第二十七条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「役員若しくは職員（登録諮問委員会の委員を含む。次項において同じ。）」を「役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）」若しくは「職員若しくは登録諮問委員会の委員」に改め、同条第二項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「役員及び職員」を「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければ

ばならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（登録事務等の休廃止）
第二十七条 登録実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（登録の取消し等）
第三十条 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十二条、第二十六条第一項、第二十七条十九条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、べきことを命ずることができる。（改善命令）

三 第二十三条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた登録事務等規程によらないで登録事務等を実施したとき。

四 第二十三条第三項、第二十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 第三十二条の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を命じたとき。

六 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。（帳簿の記載）

第三十二条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（公示）

第三十三条から第三十三条までを削る。

第三十条第一項中「登録の」を「国土交通大臣に對して、登録の」に、「又は第十七条の再交付を申請する者」を「第十七条の再交付を申請する者又は第十八条の三第一項の交付を申請する者」に改め、「指定登録機関が登録事務等を行なう場合に對して、登録の」を削り、同条第二項を削り、第二章第四節中同条を第三十三条とする。

第二章第二節中第二十九条の次に次の五条を加える。
（登録の取消し等）
第三十二条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十九条第一項の登録をしたとき。
二 第二十二条の規定による届出があつたとき。
三 第二十七条の許可をしたとき。

四 第三十条の規定により登録を取り消し、又は登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第三十二条の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
六 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。（審査請求）

第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第二十九条 國土交通大臣は、登録実施機関が第二十一条の規定に違反していると認めるとき

五 正当な理由がないのに第二十六条第二項各

号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

（登録の記載）
第三十二条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による登録事務等の実施)

第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 國土交通大臣が前項の規定により登録事務等の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第三十条の規定により登録を取り消した場合における登録事務等の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第三十四条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。

第三十五条中「に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「指定地域」を「特定指定地域」に改め、同条第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加え、同条第四号中「行なう」を「行なう」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(適正化事業実施機関の公示等)

第三十五条の二 國土交通大臣は、適正化事業実施機関に対し、適正化業務を実施す

る事務所の所在地及び適正化業務の実施を開始する日を官報で公示しなければならない。

2 適正化事業実施機関は、その名称、住所又は運営業務を実施する事務所の所在地を変更し「行なつた」を「行つた」に改め、同項第四号中「第二十八条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条」を「第三十九条の二第二項又は前条」に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(役員の選任及び解任等)
第三十九条の二 適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 國土交通大臣は、適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員又は職員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為をしたとき、適正化業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により適正化事業実施機関が第三十五条第六号に該当する

こととなるときは、適正化事業実施機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第三十九条の三 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に関し監督上

必要な命令をすることができる。

第四十条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「違反して」を「違反して、に、行なつた」を「行つた」に改め、同項第四号中「第二十四条第一項及び第二十六条から四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条」を「第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十三条规定第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員若しくは職員」と、同条第二項中「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員及び職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。

第四十六条第二項中「(第十九条第一項の規定により指定登録機関が指定されており、又は第三十二条第一項の規定により指定された者があるときは、当該指定登録機関又は指定された者)」を削り、同条第三項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

第四十八条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に、「行なう」を行ふに改める。

第五十七条中「第二十七条第一項(第三十二条第四項又は)」を「第二十五条第一項」に改める。

第六十条中「法人」を「法人等」に、「代表者」を「代表者等」に、第五十八条を「第五十九条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき団体を代表するほか、法人を被告人又は被

官 (号 外)

疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定

を準用する。

第六十条を第六十一条とする。

第五十九条第二号中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十七条の規定による許可を受けないで登録事務等の全部を廃止した者

四 第三十一条の規定に違反して、帳簿を備え記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の二条を加える。

第五十八条 第三十条の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。本則に次の二条を加える。

第六十二条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後のタクシー業務適正化特別措置法(以下「新法」という。)第十九条

第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請をすることができる。新法第二十三条第一項の規定による登録事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

(施行前にされた登録の申請に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前のタクシー業務適正化特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の規定による申請で

あつて、この法律の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(登録の取消しに関する経過措置)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続

その他の行為であつて、新法(これに基づく命

令を含む。)に相当する規定があるものは、これ

らの規定によつてした処分、手続その他の行為

とみなす。

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、この法律の施行後に同号に規定する重大な事故を引き起こした登録運転者について適用する。

(指定登録機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、

新法第十九条第一項の登録を受けているものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第六条 旧法第十九条第一項の登録事務等に従事する旧法第二十二条第一項の指定登録機関の役員又は職員(旧法第二十五条第三項の登録諸問題委員会の委員を含む。)であつた者に係る当該登録事務等に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 旧法の規定に基づき旧法第二十二条第一項の指定登録機関の行う旧法第十九条第一項の登録事務等に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

(検討)
第八条 附則第二条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続

その他の行為であつて、新法(これに基づく命

令を含む。)に相当する規定があるものは、これ

らの規定によつてした処分、手續その他の行為

とみなす。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第百二十五号の二を第百二十五号の三とし、第百二十五号の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

百二十五の二 タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録
(新の登録を除く。)

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九条第一項(登録実施機関の登録)(更	登録件数
新の登録を除く。)	一件につき九万円

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等を次のように改正する。

第四百二十条を次のように改める。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第四百二十条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。

理由

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るために、指定地域制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 指定地域制度を次のように見直すこと。
 (一) 指定地域の定義を、運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものとすること。

2 タクシー運転者の登録の拒否要件として、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふとともに、登録運転者の登録制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふこと。

3 国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に、輸送の安全及び利便の確保に関する国土交通省令で定める講習を受けさせるよう命ずることができること。

4 登録運転者は、国土交通大臣に対し、2の重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経験に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面の交付を申請することができ、当該申請を受けた国土交通大臣は、当該書面を交付するものとする制度を創設すること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月九日

国土交通委員長 塩谷 立

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改めることがあり、当該申請を受けた国土交通大臣は、当該書面を交付するものとする制度を創設すること。

5 タクシー運転者の登録等に関する事務について、国土交通大臣が指定した者に行わせる理由である。

制度を国土交通大臣の登録を受けた者に行われる制度に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るために、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふとともに、登録運転者の登録制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふこと。

7 タクシー運転者の登録の拒否要件として、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るために、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふとともに、登録運転者の登録制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行ふこと。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

一 需給調整規制廃止後、タクシー運転者の労働環境が悪化し、タクシーの事故が増加していることを踏まえ、タクシー輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー業務適正化特別措置法その他関係法令の厳正な運用に万全を期することにより、タクシー事業の適正化を図ること。また、タクシー事業及びタクシーに対する規制の在り方について、今後の指定地域の拡大も含め、引き続き検討を行うこと。

二 タクシー輸送の安全及びタクシー事業の適正な運営を確保するため、新規参入の許可に当たっては、最低車両台数や車庫の確保等輸送の安全のための適切な事業計画、道路運送法はじめとする関係法令に関する知識等的確な事業遂行能力等について、十分な審査を行うとともに、新規参入事業者に対する早期の立入検査や行政処分等を受けた事業者に対する改善状況の検証、指導のための立入検査を適かつ効果的に実施するよう、体制の強化を図ること。また、労働基準関係法令が遵守されるよう、関係行政機関とも連携の上、監査体制を構築すること。

三 タクシー運転者に新たに課される講習が、タクシー輸送の安全及び利用者の利便を確保するため真に効果的なものとなるよう、その適切な実施に努めること。

四 タクシー事業者の定める運賃及び料金に対する認可に当たっては、能率的な経営の下における

る適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであることその他の認可基準に従つて、厳格に審査を行うとともに、運転者の適切な労働環境が確保されるよう、タクシー事業者に対する必要な指導を行うこと。

五 タクシーにより行われる福祉輸送サービス及び福祉有償運送について、高齢者及び障害者等の移動制約者にとって利用しやすいものとなるよう、必要な施策を講じること。特に、輸送の安全を図るため運転者の確保が適切に行われるとともに、運賃及び料金が適正なものとなるよう、環境の整備に努めること。

六 登録実施機関及び適正化事業実施機関が、タクシー輸送の安全及び利用者の利便の確保に資する業務を適切に実施するよう、必要な指導・監督を行うこと。特に、登録実施機関及び適正化事業実施機関が、いわゆる天下り機関としての指摘を受けることがないよう特段の配慮を行うこと。

官 報 (号 外)

明治二
種十五年三月三十日
郵便物認可

平成十九年五月十日
衆議院会議録第二十八号

発行所
二東京一 独立番都〇五 行政四号港區一八 法人虎ノ四門四 國立二五 印刷丁目
電話
03 (3587) 4294
定 價
(本体 一部 一一〇円)